

磐田市水防計画変更案 新旧対照表 (平成 29 年度)

資料 2 - 2

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
	第 3 節 水防の責任等	第 3 節 水防の責任等	
	1 指定水防管理団体の責任	1 指定水防管理団体の責任	
	(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)	
3	(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置、洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者利用施設を含めた避難警戒体制を地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布	(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者利用施設を含めた避難警戒体制を地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布	○誤字の修正
	(8)～(12) (略)	(8)～(12) (略)	
	2 県の責任	2 県の責任	
	(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	
4	(10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係 <u>市町村長</u> への通知	(10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係 <u>市町長</u> への通知	○誤字の修正
	(11)・(12) (略)	(11)・(12) (略)	
	(13) 水防警報の発表 <u>知事が指定した河川（本市においては、太田川が該当する。）について、水防警報を発表しなければならない。</u>	(13) 水防警報の発表 <u>及び水防警報河川等指定したときの公示</u> 知事が指定した河川（本市においては、太田川が該当する。）について、水防警報を発表しなければならない。 <u>知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。</u>	○水防法第 16 条（水防警報）第 4 項の公示に関する規定を追加し、記載内容を整理する。
	(14)～(22) (略)	(14)～(22) (略)	
	3 (略)	3 (略)	
	4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任	4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任	
	(1) (略)	(1) (略)	
4	(2) 洪水予報 <u>知事が指定した河川（本市では、天竜川が該当する。）において、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</u>	(2) 洪水予報 <u>の発表及び通知</u> 洪水予報河川（本市では、天竜川が該当する。）において、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	○水防法第 10 条（国の機関が行う洪水予報等）第 2 項の規定に基づき、見出しを分かりやすい表現に修正する。
	(3) <u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u> の水位到達情報 <u>知事が指定した河川（本市では、天竜川が該当する。）において、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示して、知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</u>	(3) <u>水位周知河川</u> の水位到達情報の <u>通知及び周知</u> 前(2)以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	○水防法第 13 条（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）第 1 項の規定に基づき、見出しを分かりやすい表現に修正する。

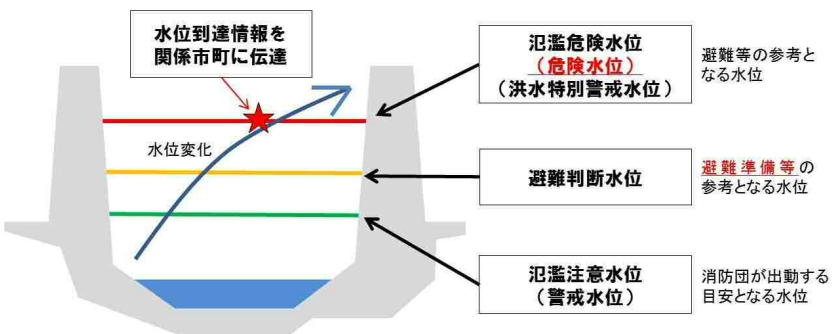
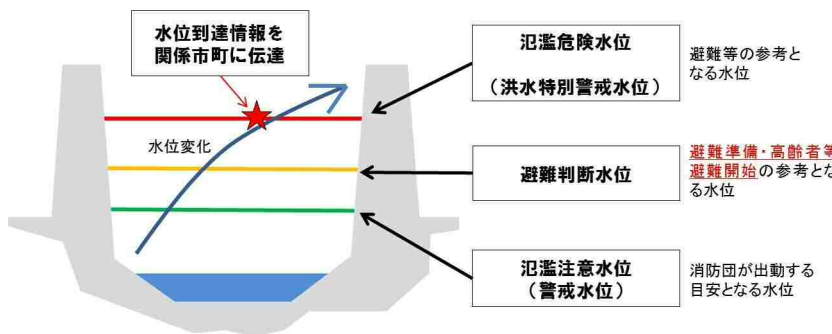
磐田市水防計画変更案 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																														
5	<p>(4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係<u>市町村長</u>への通知 <u>(追加)</u> <u>(5) 水防警報</u> 天竜川について、洪水、津波又は高潮によって損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、知事に通知しなければならない。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 5・6 (略)</p>	<p>(4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係<u>市町長</u>への通知 <u>(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知</u> <u>(6) 水防警報の発表及び通知</u> 天竜川について、洪水、津波又は高潮によって損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、知事に通知しなければならない。 <u>(7) 重要河川における都道府県知事等に対する指示</u> <u>(8) 特定緊急水防活動</u> <u>(9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言</u> <u>(10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言</u> 5・6 (略)</p>	<p>○誤字の修正 ○水防法第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域の指定等を追加する。((5)関係) ○水防法第 16 条(水防警報)第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、見出しを分かりやすい表現に修正する。((6)関係) ○水防法第 31 条、第 32 条、第 40 条、第 48 条の各規定を追加し、県水防計画との整合を図る。((7)~(10)関係) ○水防法第 27 条第 1 項の水防通信への協力に関する規定を追加して記載内容を整理し、県水防計画との整合を図る。(7 関係)</p>																														
5	<p>7 一般住民の義務 <u>常に気象状況、水防状況等に注意し、水防法第 24 条の規定に基づき水防のためやむを得ない必要がある場合において、水防管理者又は消防長からその水防に従事することを求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>7 一般住民の義務 <u>(1) 水防への従事</u> <u>(2) 水防通信への協力</u></p>																															
	<p>第 6 章 洪水予報</p>	<p>第 6 章 洪水予報</p>																															
	<p>第 1 節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 1~3 (略)</p>	<p>第 1 節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 1~3 (略)</p>																															
14	<p>4 洪水予報の発表及び解除の基準 洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位<u>(危険水位)</u>に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位<u>(危険水位)</u>に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき		(略)	(略)		<p>4 洪水予報の発表及び解除の基準 洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位<u>(洪水特別警戒水位)</u>に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位<u>(洪水特別警戒水位)</u>に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達したとき		(略)	(略)		<p>○前回（平成 29 年 3 月）の修正漏れ</p>
種類	発表基準	摘要																															
(略)	(略)	(略)																															
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																															
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき																																
(略)	(略)																																
種類	発表基準	摘要																															
(略)	(略)	(略)																															
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																															
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達したとき																																
(略)	(略)																																

磐田市水防計画変更案 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																																	
16	<p>5・6 (略)</p> <p>第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 1～3 (略)</p> <p>4 洪水予報の発表及び解除の基準 洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき		(略)	(略)		<p>5・6 (略)</p> <p>第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 1～3 (略)</p> <p>4 洪水予報の発表及び解除の基準 洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達したとき		(略)	(略)		<p>○前回（平成 29 年 3 月）の修正漏れ（以下同じ）</p>			
種類	発表基準	摘要																																		
(略)	(略)	(略)																																		
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																																		
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき																																			
(略)	(略)																																			
種類	発表基準	摘要																																		
(略)	(略)	(略)																																		
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																																		
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> に到達したとき																																			
(略)	(略)																																			
17	<p>5・6 (略)</p> <p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置 1 (略)</p> <p>2 水防警報の対象水位観測所及び水位 水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>(略)</th> <th>氾濫危険 <u>(危険)</u> 水位</th> <th>(略)</th> <th>堤内地 地盤高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天竜川 (下流)</td> <td>鹿島</td> <td>(略)</td> <td>6.00 m</td> <td>(略)</td> <td>左 7.9 m 右 山付</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	(略)	氾濫危険 <u>(危険)</u> 水位	(略)	堤内地 地盤高	天竜川 (下流)	鹿島	(略)	6.00 m	(略)	左 7.9 m 右 山付	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>5・6 (略)</p> <p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置 1 (略)</p> <p>2 水防警報の対象水位観測所及び水位 水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>(略)</th> <th>氾濫危険 <u>(洪水特別警戒)</u> 水位</th> <th>(略)</th> <th>堤内地 地盤高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天竜川 (下流)</td> <td>鹿島</td> <td>(略)</td> <td>6.00 m</td> <td>(略)</td> <td>左 7.9 m 右 山付</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	(略)	氾濫危険 <u>(洪水特別警戒)</u> 水位	(略)	堤内地 地盤高	天竜川 (下流)	鹿島	(略)	6.00 m	(略)	左 7.9 m 右 山付	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
河川名	観測所名	(略)	氾濫危険 <u>(危険)</u> 水位	(略)	堤内地 地盤高																															
天竜川 (下流)	鹿島	(略)	6.00 m	(略)	左 7.9 m 右 山付																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
河川名	観測所名	(略)	氾濫危険 <u>(洪水特別警戒)</u> 水位	(略)	堤内地 地盤高																															
天竜川 (下流)	鹿島	(略)	6.00 m	(略)	左 7.9 m 右 山付																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
	注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水	注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水																																		

磐田市水防計画変更案 新旧対照表 (平成 29 年度)

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
20	<p>位に相当する水位)である。 3～6 (略)</p> <p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報の伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(水防法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p> 	<p>位に相当する水位)である。 3～6 (略)</p> <p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報の伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(水防法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p> 	<p>○前回(平成29年3月)の修正漏れ</p>

磐田市水防計画変更案 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
26	<p style="text-align: center;">第 10 章 避 難</p> <p>第 1 節 避難の勧告、指示 1～6 (略)</p> <p>7 福祉避難所、2 次的避難所</p> <p><u>市は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努めるものとする。</u>指定福祉避難所は、資料 1001-4<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p><u>なお、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者等要配慮者を受入れるため、県が指定する避難所への受入れを知事に要請する。この避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として 7 日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とした 2 次的避難所</u>である。</p> <p>8 避難所の安全管理 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 避 難</p> <p>第 1 節 避難の勧告、指示 1～6 (略)</p> <p>7 福祉避難所</p> <p><u>(1) 市は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</u>指定福祉避難所は、資料 1001-4<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p><u>(2) 市は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u></p> <p>8 2 次的避難所</p> <p><u>(1) 2 次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として 7 日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</u></p> <p><u>(2) 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p> <p>9 避難所の安全管理 (略)</p>	<p>○福祉避難所と 2 次的避難所の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載し、地域防災計画（一般災害対策編）との整合を図る。</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p>

磐田市水防計画変更案 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
37	<p>第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p><u>市</u>は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、<u>市</u>地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域内に<u>次に掲げる施設</u>がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p><u>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>なお、天竜川及び太田川の洪水浸水想定区域内における<u>地下街等及び要配慮者利用施設</u>は、資料1703-1＜浸水想定区域内<u>地下街等・要配慮者利用施設一覧表</u>＞のとおりである。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p><u>磐田市防災会議</u>は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、<u>磐田市</u>地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域内に、<u>要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u>がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(5) (略)</p> <p>なお、天竜川及び太田川の洪水浸水想定区域内における <u>要配慮者利用施設</u>は、資料1703-1＜浸水想定区域内 <u>要配慮者利用施設一覧表</u>＞のとおりである。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u></p> <p><u>水防法第 15 条第 1 項の規定により磐田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な</u></p>	<p>○字句の修正</p> <p>○避難確保計画の作成等を要する施設のうち、現在のところ市内に対象施設のない地下街等、大規模工場等に関する記述を削除し、記載内容を整理する。</p> <p>○水防法第 15 条の 3 (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等) の規定を追加し、記載内容を整理すると</p>

磐田市水防計画変更案 新旧対照表 (平成 29 年度)

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p><u>避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、磐田市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛消防組織が置かれたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	<p>ともに、当該施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められたことを記載する。</p>